
広告使用料について

2024年3月25日
一般社団法人 日本音楽著作権協会

JASRAC®

ver.1.0.2

目次

地上波（テレビ・ラジオ）CM放送の使用料	2
インターネットCM配信の使用料	5
劇場用CMの上映使用料	7
店頭でのCM上映・演奏の使用料	7
店頭以外（街頭ビジョン、交通機関、その他のデジタルサイネージ）でのCMの上映使用料	10
広告宣伝車でのCM上映・演奏の使用料	12

地上波（テレビ・ラジオ）CM放送の使用料

使用料の計算方法について

テレビCM放送及びラジオCM放送の使用料は、放送局ごとに定めた放送1回当たりの単価に、放送された放送回数を乗じて算出します。

放送1曲1回あたりの単価は、次の表のとおりとなっており、放送する時間帯や放送1曲1回当たりの音楽の利用時間にかかわらず単価は一律です。

放送1曲1回あたりの単価

・地上波テレビ放送局の単価

類別	単価（円）	放送局
第1類	12,000円	日本テレビ放送網、TBSテレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日
第2類	8,400円	読売テレビ放送、毎日放送、関西テレビ放送、朝日放送テレビ、テレビ東京
第3類	7,200円	中京テレビ放送、CBCテレビ、東海テレビ放送、名古屋テレビ放送
第4類	4,800円	札幌テレビ放送、福岡放送、北海道放送、PKB毎日放送、北海道文化放送、テレビ西日本、北海道テレビ放送、九州朝日放送、東京メトロポリタンテレビジョン
第5類	3,600円	広島テレビ放送、東北放送、信越放送、新潟放送、静岡放送、山陽放送、中国放送、仙台放送、福島テレビ、新潟総合テレビ、テレビ静岡、テレビ北海道、テレビ愛知、テレビ大阪、TVQ九州放送
第6類	3,000円	第1類から第5類までに記載のない放送局

・地上波ラジオ放送局の単価

類別	単価（円）	放送局
第1類	5,000円	TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送
第2類	3,500円	エフエム東京、J-WAVE、毎日放送、朝日放送ラジオ、大阪放送
第3類	3,000円	アール・エフ・ラジオ日本、CBCラジオ、東海ラジオ放送、エフエム大阪
第4類	2,000円	北海道放送、STVラジオ、横浜エフエム放送、エフエム愛知、ZIP-FM、エフエム802、PKB毎日放送、九州朝日放送
第5類	1,500円	エフエム北海道、エフエムノースウェーブ、東北放送、エフエム仙台、ラジオ福島、新潟放送、信越放送、静岡放送、静岡エフエム放送、京都放送、ラジオ関西、兵庫エフエム放送（Kiss-FM KOBE）、山陽放送、中国放送、広島エフエム放送、エフエム福岡、CROSS FM
第6類	1,250円	第1類から第5類までに記載のない放送局

(計算例)

①地上波テレビで3ヶ月間に、各類別で合計2,100回放送した場合

類別	単価	放送回数	小計	
1類	12,000	100	= 1,200,000	
2類	8,400	200	= 1,680,000	
3類	7,200	300	= 2,160,000	
4類	4,800	400	= 1,920,000	
5類	3,600	500	= 1,800,000	
6類	3,000	600	= 1,800,000	
合計		2,100 (1)	10,560,000 (1)	
				使用料 10,560,000
				消費税相当額 (10%) 1,056,000
				請求額 11,616,000

② ①と同じ放送回数で、減額計算を適用した場合は、次のとおりとなります。

放送回数区分	回数	平均単価 (口/1)	減額 係数	小計	
100回まで	100	5,028.57	1	502,857	
101～ 300回	200		0.9	905,142	
301～ 500回	200		0.7	703,999	
501～3,000回	1,600		0.45	3,620,570	
3,001～ 10,000回	0		0.4	0	
10,001回以上	0		0.35	0	
合計	2,100			5,732,568	
				減額使用料	5,732,568
				消費税相当額 (10%)	573,256
				減額請求額	6,305,825

(1) 放送1回当たりの平均単価を計算します。 使用料(口) ÷ 放送回数合計(イ) = 平均単価
 $\cdots 10,560,000 \text{ 円} \div 2,100 \text{ 回} = 5,028.57 \text{ (小数点第3位四捨五入)}$

(2) 放送回数の合計を放送回数に応じ各区分に振り分け、①で計算した平均単価と区分ごとに定めた減額係数を乗じます。

(3) 区分ごと得られた小計を合計することにより減額使用料が算出されます。

| 減額計算の適用について

放送回数の合計が100回を超え、次の条件を全て満たした場合に限り、[使用料規程第2章第2節 放送等\(放送等の備考\)⑥\(1\)](#)に基づく減額計算を適用します。

- ・放送報告期間が3か月以内であること
- ・放送終了日の2か月後の末日までに当該期間の放送回数を報告すること

| ご注意

放送の開始前日までに広告展開利用申込書の提出がなかった場合、放送回数の計上漏れがあった場合などは、減額計算の適用ができませんので、ご注意ください。

インターネットCM配信の使用料

使用料の計算方法について

インターネットCM配信の使用料は、配信回数1,000回当たりの単価50円に、CM配信回数（千回単位）を乗じて算定します。配信するサイトや配信1回当たりの音楽の再生時間にかかわらず単価は一律です。

- ・1サイトで20,892,866回配信した場合

1,000回当たりの単価	×	配信回数（千回単位）	=	使用料（税別）
50円		20,892 (1000回未満切り捨て)		1,044,600円

- ・サイト名、広告メニュー名

同じサイトで複数の広告メニューを利用された場合には、広告メニュー（媒体）ごとに分けた配信回数をご記入ください。

- ・「配信回数」の定義

配信回数とは、原則としてインプレッション数（表示回数）を指します。エンドユーザがクリックしたなどのリクエストと同義ではありません。

CMコンテンツファイルに音楽が含まれた状態で配信されている場合、エンドユーザの端末環境、端末操作や広告メニューのデフォルト設定（サウンドON/OFF切替など）に関わらず、1リクエストと數えます。また、音楽が流れる前に動画の再生を終了した場合でも、再生されたCMコンテンツファイルそのものに音楽が含まれている場合は、1リクエストと數えます。

| 減額計算の適用について

<減額計算①>

次の条件を全て満たした場合に限り、[使用料規程第2章第11節インタラクティブ配信（インタラクティブ配信の備考）⑥](#)に基づく減額計算を適用します。

- ・配信回数が100,000回を超えること
- ・配信報告期間が3か月以内であること

配信回数の区分に基づき、単価と回数別に定められた減額率を適用します。

配信回数区分	配信回数 (千回単位)	実質単価	(減額率)	使用料小計
100,000回まで	100	50	0%	= 5,000 円
100,001～1,000,000回	900	45	10%	= 40,500 円
1,000,001～5,000,000回	4,000	40	20%	= 160,000 円
5,000,001～10,000,000回	5,000	35	30%	= 175,000 円
10,000,001～20,000,000回	10,000	30	40%	= 300,000 円
20,000,001回以上	892	25	50%	= 22,300 円

減額後の使用料（税別）
702,800 円

| ご注意

配信の開始前日までに広告展開利用申込書のご提出がなかった場合は、減額計算の適用ができませんので、ご注意ください。

<減額計算②>

配信報告期間を3か月以内としたときに、配信終了日の2か月後の末日までに配信回数を正確に報告した場合は、[使用料規程取扱細則（第11節インタラクティブ配信）第3条第1項第3号](#)の規定に基づく減額を適用します。

- ・計算例に減額計算1を適用し、更に、減額計算2を適用した場合

減額計算1を適用した使用料	×	5%の減額	=	減額後の使用料（税別）
702,800円	×	95%	=	667,660円

※使用料算定の結果、金額が5,000円に満たない場合の請求額は5,000円（税別）となります。

劇場用CMの上映使用料

使用料の計算方法について

劇場用CMの上映使用料は、次の表の1スクリーン当たりの使用料額に、同時に上映するスクリーン数を乗じて算出します。

- ・1曲1スクリーン当たりの上映使用料について

1回当たりの上映時間	1分まで	1分を超え5分まで	5分を超え10分まで
1スクリーン当たりの使用料	250円	1,000円	1,500円

※[使用料規程第2章第3節2上映（3）②](#)を参照（同節1録音（1）のその他の20/100（当分の間、20/100を5/100と読み替えて取り扱います。）の額となります。

- ・30秒CMを、同時に120劇場、合計300スクリーンで上映する場合

スクリーン数	1スクリーン当たりの使用料	使用料（税別）
300	250円	75,000円

スクリーン数について

スクリーン数は、同時に上映可能な最大のスクリーン数をご記入ください。

店頭でのCM上映・演奏の使用料

使用料の計算方法について

店頭でのCM上映・演奏の使用料は、上映・演奏用媒体の複製個数に次の表の単価を乗じて算出します。

- ・媒体1個当たりの単価

1個から10個まで	2,000円	501個から1000個まで	300円
11個から50個まで	1,000円	1001個から10000個まで	200円
51個から100個まで	500円	10001個以上	100円
101個から500個まで	400円		

複製個数について

複製個数は、上映（演奏）用の媒体数又は上映するモニター数（演奏する店舗数）のいずれか多い数となります。

(計算例)

1個当たりの単価		複製個数	小計	使用料
1個から10個まで	2,000円	×	10	= 20,000
11個から50個まで	1,000円	×	40	= 40,000
51個から100個まで	500円	×	50	= 25,000
101個から500個まで	400円	×	119	= 47,600
501個から1000個まで	300円	×	0	= 0
1001個から10000個まで	200円	×	0	= 0
10001個以上	100円	×	0	= 0

⇒ 132,600 円

| 店頭でのCM上映・演奏使用料早見表

複製個数		上映・演奏使用料	計算式
1個以上 10個まで	1 個	2,000 円	2,000×複製個数
	2 個	4,000 円	
	3 個	6,000 円	
	4 個	8,000 円	
	5 個	10,000 円	
	6 個	12,000 円	
	7 個	14,000 円	
	8 個	16,000 円	
	9 個	18,000 円	
	10 個	20,000 円	
11個以上 50個まで	20 個	30,000 円	1,000円×(複製個数-10) +20,000円
	30 個	40,000 円	
	40 個	50,000 円	
	50 個	60,000 円	
51個以上 100個まで	60 個	65,000 円	500円×(複製個数-50) +60,000円
	70 個	70,000 円	
	80 個	75,000 円	
	90 個	80,000 円	
	100 個	85,000 円	

複製個数		上映・演奏使用料	計算式
101個以上 500個まで	200 個	125,000 円	400円×(複製個数-100) +85,000円
	300 個	165,000 円	
	400 個	205,000 円	
	500 個	245,000 円	
501個以上 1,000個まで	600 個	275,000 円	300円×(複製個数-500) +245,000円
	700 個	305,000 円	
	800 個	335,000 円	
	900 個	365,000 円	
	1,000 個	395,000 円	
1,001個以上 10,000個まで	2,000 個	595,000 円	200円×(複製個数-1,000) +395,000円
	3,000 個	795,000 円	
	4,000 個	995,000 円	
	5,000 個	1,195,000 円	
	6,000 個	1,395,000 円	
	7,000 個	1,595,000 円	
	8,000 個	1,795,000 円	
	9,000 個	1,995,000 円	
	10,000 個	2,195,000 円	
	11,000 個	2,295,000 円	
10,001個以上	12,000 個	2,395,000 円	100円(複製個数-10,000) +2,195,000円
	13,000 個	2,495,000 円	
	14,000 個	2,595,000 円	
	15,000 個	2,695,000 円	
	16,000 個	2,795,000 円	
	17,000 個	2,895,000 円	
	18,000 個	2,995,000 円	
	19,000 個	3,095,000 円	
	20,000 個	3,195,000 円	

店頭以外(街頭ビジョン,交通機関,その他のデジタルサイネージ)でのCM上映使用料

駅、空港、商業施設、街頭、列車等に設置したデジタルサイネージにおいて、管理著作物を利用したCMを上映する場合が対象となります。

※販売店における店頭販促における上映については、「店頭でのCM上映・演奏」の取扱いが適用されます。

※催物での演奏等における、CM上映は、支部でのお手続きとなります。

※上映する街頭ビジョン等において、既に当協会との包括契約があり、同契約にCM上映が含まれている場合は、お手続きが不要になります。

使用料の計算方法について

モニター1台あたりの使用料は、上映回数又は出稿に要する媒体費（以下「媒体費」という）を基に、次の方法により算出します。

・上映回数が1,000回までの場合

1回上映当たりの単価×上映回数により算出します。

上映場所	計算単位	単価
街頭ビジョン・商業施設・駅など	1モニター・1回上映当たり	120円
列車内	1両・1回上映当たり	48円
タクシー・エレベーターなど	1台・1回上映当たり	24円

・上映回数が10回を超える場合

上映回数に応じて下表の係数を乗じます。

上映回数	係数
100回まで	90%
101回から1,000回まで	80%

(計算例①)

街頭ビジョン1台において、1,000回上映した場合

…120円×（100回×90%+900回×80%）=97,200円

- ・上映回数が1,000回を超える場合

次の1又は2の算出方法で得られた額の、いずれか低額な方を使用料とします。

1 公表された媒体費の5%

ただし、上映場所ごとに下表の金額を最低使用料に指定します。

上映場所	計算単位	最低使用料
街頭ビジョン・商業施設・駅など	1モニター・1回上映当たり	97,200円
列車内	1両・1回上映当たり	38,880円
タクシー・エレベーターなど	1台・1回上映当たり	19,440円

2 1,000回分の上映使用料に、上映回数1,000回までを超えるごとに下表の金額を加算した額

上映場所	計算単位	金額
街頭ビジョン・商業施設・駅など	1モニター・1回上映当たり	1,200円
列車内	1両・1回上映当たり	480円
タクシー・エレベーターなど	1台・1回上映当たり	240円

※上映回数が1,000回を超える分について、1,000回に満たない分の回数×80%（小数点以下切り上げ）が10回相当未満の場合は、その回数相当の単価を加算します。

※媒体費は、実際の取引額ではなく媒体社又は媒体社が加盟する団体が公表している価格です。

（計算例②）

街頭ビジョンにおいて、32,500回上映した場合

$$\begin{aligned} & \cdots 97,200\text{円}(1,000\text{回} \text{上映分の使用料}) + \{(32,500\text{回}-1,000\text{回}) \div 1,000\text{回} (\text{※})\} \\ & \times 1,200\text{円} = 135,600\text{円} \\ & \text{※} \cdots \text{小数点以下を切り上げる} \end{aligned}$$

取扱い

・上映回数の計算単位

同一の構内又はネットワーク内における上映の場合は、それぞれのモニターにおける上映回数を合算した回数をモニター1台当たりの上映回数とみなします。

例）駅のコンコース内の10モニターでそれぞれ1000回上映した場合

…1モニターで10000回上映したものと見なします。

・モニター台数

同一壁面に複数のモニターを設置して上映する場合は、設置状況によりモニター台数を減算します。

例) 1つのビルの壁面に複数のモニターを設置する場合…1台とみなします。

・単価

単価は当協会の[使用料規程第2章第1節9ビデオグラムの上映](#)を適用した使用料です。

広告宣伝車でのCM上映・演奏の使用料

使用料の計算方法について

広告宣伝車1台あたりのCM上映・演奏の使用料は、利用期間・演奏時間に応じて以下の表により算出します。

また、適法に録音された録音物によるご利用の場合、適用される規定に定める使用料（下表）の50%の額となります。

・1ヶ月の使用料(延演奏時間)

30時間まで	45時間まで	60時間まで	75時間まで	90時間まで
27,000円	41,000円	54,000円	68,000円	81,000円
105時間まで	120時間まで	135時間まで	150時間まで	150時間超
95,000円	108,000円	122,000円	135,000円	162,000円

・1日の使用料（延演奏時間）

1時間まで	1時間30分まで	2時間まで	2時間30分まで	3時間まで
1,100円	1,700円	2,200円	2,800円	3,300円
3時間30分まで	4時間まで	4時間30分まで	5時間まで	5時間超
3,900円	4,400円	5,000円	5,500円	6,600円

（計算例）

利用期間	走行地区	1日の演奏時間	使用料
(1) 2022年12月1日 ~ 2022年12月9日	渋谷区内	180分	29,700円
(2) 2022年1月3日 ~ 2022年1月11日	札幌市内	240分	39,600円
(3) 2023年1月1日 ~ 2023年3月31日	大阪府内	120分	162,000円

(1) 利用期間：9日間、1日の演奏時間：3時間まで

…3時間×9日間 = 63時間 (延演奏時間)

1日の使用料 3時間まで : 3,300円×9日 = 29,700円 (税抜)

(2) 利用期間：9日間、1日の演奏時間：4時間まで

…4時間×9日間 = 63時間 (延演奏時間)

1日の使用料 4時間まで : 4,400円×9日 = 39,600円 (税抜)

(3) 利用期間：3か月間

…1ヶ月の演奏時間 : 120(分)×30(日) = 60時間まで

1ヶ月の使用料 60時間まで : 54,000円 × 3ヶ月 = 162,000円(税抜)

上記によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとします(※)。

・利用時間が 5 分までの場合の使用料は、150 円とする。

・利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、300 円とする。

・利用時間が10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、300 円を加算した額とする。

※1曲1回ごとの使用料の算出をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

お問い合わせ

[JASRAC 広告・ゲーム・映画課](#)